

目次

第1章 総則

- 第1条 (参集)
- 第2条 (欠席の届出)
- 第3条 (議席)
- 第4条 (会期)
- 第5条 (会期の延長)
- 第6条 (会期中の閉会)
- 第7条 (休会)
- 第8条 (議会の開閉)
- 第9条 (会議時間)
- 第10条 (会議の開閉)
- 第11条 (定足数に関する措置)
- 第12条 (出席催告)

第2章 議案及び動議

- 第13条 (議案の提出)
- 第14条 (一事不再議)
- 第15条 (動議成立に必要な賛成者の数)
- 第16条 (修正の動議)
- 第17条 (先決動議の表決順序)
- 第18条 (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第3章 議事日程

- 第19条 (日程の作成及び配布)
- 第20条 (日程の順序変更及び追加)
- 第21条 (議事日程のない会議の通知)
- 第22条 (延会の場合の議事日程)
- 第23条 (日程の終了及び延会)

第4章 選挙

- 第24条 (選挙の宣告)
- 第25条 (不在議員)
- 第26条 (議場の出入口閉鎖)
- 第27条 (投票用紙の配布及び投票箱の点検)
- 第28条 (投票)
- 第29条 (投票の終了)
- 第30条 (開票及び投票の効力)

- 第31条 (選挙結果の報告)
- 第32条 (選挙関係書類の保存)
- 第33条 (法律又は、これに基く政令によらない選挙の方法)

第5章 議事

- 第34条 (議題の宣告)
- 第35条 (一括議題)
- 第36条 (議案等の朗読)
- 第37条 (議案等の説明及び質疑)
- 第38条 (討論及び表決)
- 第39条 (議決事件の字句及び数字等の整理)
- 第40条 (議事の継続)

第6章 議事説明員

- 第41条 (議事説明員の出席)
- 第42条 (議事説明員の報告)

第7章 秘密会

- 第43条 (指定者以外の退場)
- 第44条 (秘密の保持)

第8章 発言

- 第45条 (発言の許可等)
- 第46条 (発言の通告及び順序)
- 第47条 (発言の通告をしない者の発言)
- 第48条 (討論の方法)
- 第49条 (議長の発言討論)
- 第50条 (発言内容の制限)
- 第51条 (質疑の回数)
- 第52条 (発言時間の制限)
- 第53条 (議事進行に関する発言)
- 第54条 (発言の継続)
- 第55条 (質疑若しくは討論の省略又は終結)
- 第56条 (選挙及び表決時の発言制限)
- 第57条 (一般質問)
- 第58条 (緊急質問等)
- 第59条 (質問への準用)
- 第60条 (発言の取消し又は訂正)
- 第61条 (答弁書の配布)

第9章 表決

- 第62条 (表決問題の宣告)
- 第63条 (不在議員)
- 第64条 (条件の禁止)

- 第65条 (起立による表決)
- 第66条 (投票による表決)
- 第67条 (投票の方法)
- 第68条 (選挙規定の準用)
- 第69条 (表決の訂正)
- 第70条 (簡易表決)
- 第71条 (表決の順序)

第10章 公聴会、参考人

- 第72条 (公聴会開催の手續)
- 第73条 (意見を述べようとする者の申出)
- 第74条 (公述人の決定)
- 第75条 (公述人の発言)
- 第76条 (議員と公述人の質疑)
- 第77条 (代理人又は文書による意見の陳述)
- 第78条 (参考人)

第11章 請願

- 第79条 (請願の記載事項)
- 第80条 (請願文書表の作成及び配布)
- 第81条 (請願の審査)
- 第82条 (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求等)
- 第83条 (請願の処理の経過及び結果報告)
- 第84条 (陳情書の処理)

第12章 辞職

- 第85条 (議長及び副議長の辞職)
- 第86条 (議員の辞職)

第13章 紀律

- 第87条 (品位の尊重)
- 第88条 (携帯品)
- 第89条 (議事妨害の禁止)
- 第90条 (離席)
- 第91条 (禁煙)
- 第92条 (新聞紙等の閲読禁止)
- 第93条 (資料等印刷物の配布許可)
- 第94条 (議長の秩序保持権)

第14章 懲罰

- 第95条 (懲罰動議の提出)
- 第96条 (懲罰動議の審査)
- 第97条 (侮辱を受けた場合の申出)
- 第98条 (議長職権による懲罰事犯の措置)

- 第99条 (代理弁明)
- 第100条 (戒告又は陳謝の方法)
- 第101条 (出席停止の期間)
- 第102条 (出席停止期間中に出席したときの措置)
- 第103条 (除名が成立しないときの措置)
- 第104条 (懲罰の宣告)

第15章 会議録

- 第105条 (会議録の記載事項)
- 第106条 (会議録に掲載しない事項)
- 第107条 (会議録署名議員)

第16章 議員の派遣

- 第108条 (議員の派遣)

第17章 補則

- 第109条 (会議規則の疑義に対する措置)

附則

第1章 総則

(参集)

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(議席)

第3条 議員の議席は、議長が定める。

2 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかって議席を変更することができる。

3 議席には、番号及び氏名の札を置く。

(会期)

第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第5条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第6条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(休会)

第7条 次の各号に掲げる日は、休会とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会することができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(議会の開閉)

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

3 会議の開始は、口頭その他の方法で報知する。

(会議の開閉)

第10条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第12条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭で行う。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の議案を印刷して議員及び管理者に配布する。

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第15条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては2人以上の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決順序)

第17条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかって決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第3章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定

め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第20条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかって、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第21条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第22条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長は必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかって延会することができる。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第24条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第25条 選挙を行う際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第26条 投票による選挙を行うときは、議長は、第24条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第27条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第28条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第29条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第30条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第31条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第32条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類ともにこれを保存しなければならない。

(法律又はこれに基づく政令によらない選挙の方法)

第33条 議会において行う選挙のうち、法律又はこれに基づく政令によらない選挙については、この規則に定めるもののほか、法第118条の規定を準用する。

第5章 議事

(議題の宣告)

第34条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

(議案等の朗読)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明及び質疑)

第37条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは、質疑に付さなければならない。

2 提出者の説明は、討論を用いなくて会議にはかって省略することができる。

(討論及び表決)

第38条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第39条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

(議事の継続)

第40条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6章 議事説明員

(議事説明員の出席)

第41条 管理者、その他の法第121条第1項に規定する者（以下「議事説明員」という。）は、議場に出席し、説明又は答弁のため発言を求めることができる。

(議事説明員の報告)

第42条 管理者は、毎会期の始めに、議事説明員の職、氏名を議長に報告しなければならない。

2 会期中、議事説明員に異動を生じたときは、直ちに議長に報告しなければならない。

第7章 秘密会

(指定者以外の退場)

第43条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第44条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第8章 発言

(発言の許可等)

第45条 発言は、すべて議長の許可を得た後、行わなければならない。

(発言の通告及び順序)

第46条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りではない。

- 2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。
- 3 発言の順序は議長が決める。
- 4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第47条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

- 2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。
- 3 2人以上が発言を求めたときは、議長が、発言の順を決める。

(討論の方法)

第48条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第49条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第50条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

- 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。
- 3 議員は、質疑に当たっては自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第51条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第52条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は討論を用いないで会議にはかって決める。

(議事進行に関する発言)

第53条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第54条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑若しくは討論の省略又は終結)

第55条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 議員は、特に必要があると認めるときは、質疑又は討論省略の動議を提出することができる。

4 議長は、特に必要があると認めるときは、質疑又は討論の省略を会議にはかることができる。

5 質疑若しくは討論終結の動議、又は質疑若しくは討論省略の動議、又は前項の場合においては、議長は討論を用いないで会議にはかって決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第56条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第57条 議員は、組合の一般事務につき、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第58条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで議会にはからなければならない。

3 第1項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

ない。

(質問への準用)

第59条 第55条(質疑若しくは討論の省略又は終結)第1項、第2項及び第5項(質疑又は討論の省略に係る部分を除く。)の規定は、質問について準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第60条 発言した者は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第61条 管理者が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写を議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にかえることができる。

第9章 表決

(表決問題の宣告)

第62条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第63条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第64条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第65条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認可して可否の結果を宣告する。

2 議長が、起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第66条 議長は、必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(投票の方法)

第67条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第68条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条（議場の出入口閉鎖）、第27条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第28条（投票）、第29条（投票の終了）、第30条（開票及び投票の効力）、第31条（選挙結果の報告）第1項及び第32条（選挙関係書類の保存）の規定を準用する。

(表決の訂正)

第69条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第70条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。

2 異議がないと認めるときは、議長は可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第71条 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第10章 公聴会、参考人

(公聴会開催の手続)

第72条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第73条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第 74 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第 75 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第 76 条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第 77 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第 78 条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第 73 条（意見を述べようとする者の申出）、第 74 条（公述人の決定）及び第 75 条（公述人の発言）の規定を準用する。

第11章 請願

（請願の記載事項）

第 79 条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前 2 項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第80条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。
- 3 請願書数人連署のものは、請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

(請願の審査)

第81条 議長は、請願を受理したときは、会議に付す。

- 2 議長は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求等)

第82条 議長は、議会の採択した請願で管理者その他関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、同時にその処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

(請願の処理の経過及び結果報告)

第83条 議会から請願の送付を受けた管理者その他関係機関は、その処理の経過及び結果を毎年度当初予算提出の議会に報告しなければならない。ただし、前条の請求に対して報告したものはこの限りでない。

(陳情書の処理)

第84条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第12章 辞職

(議長及び副議長の辞職)

第85条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

- 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかってその許否を決定する。
- 3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第86条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

第13章 紀律

(品位の尊重)

第87条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第88条 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第89条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第90条 議員は、会議中はみだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第91条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第92条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(資料等印刷物の配布許可)

第93条 議場において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第94条 すべて紀律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議にはかって定める。

第14章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第95条 懲罰の動議は、文書をもって2人以上の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第44条(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

い。

(懲罰動議の審査)

第96条 懲罰動議が提出されたときは、議長は速やかに会議に付さなければならない。

(侮辱を受けた場合の申出)

第97条 議会の会議において侮辱を受けた議員が、侮辱を与えた議員の処分を求めようとするときは、その旨を文書をもって議長に申し出なければならない。

2 前項の申出があったときは、前条の規定を適用する。

(議長職権による懲罰事犯の措置)

第98条 議長は、法第137条に基づく懲罰事犯があると認めるときは、第96条（懲罰動議の審査）の規定に準じて措置する。

(代理弁明)

第99条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議で、一身上の弁明をする場合において、議会の同意を得たときは、他の議員をして、代わって弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第100条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第101条 出席停止は、7日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中に出席したときの措置)

第102条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議に出席したときは、議長は直ちに退去を命じなければならない。

(除名が成立しないときの措置)

第103条 除名について、法第135条第3項の規定による同意が得られなかった場合は、議会は、他の懲罰を科することができる。

(懲罰の宣告)

第104条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第15章 会議録

(会議録の記載事項)

第105条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 会議に付した事件
- (10) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (11) 選挙の経過
- (12) 議事の経過
- (13) 記名投票における賛否の氏名
- (14) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録に掲載しない事項)

第106条 配布用の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第60条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は掲載しない。

(会議録署名議員)

第107条 会議録に署名する議員は2人とし、議長が会議において指名する。

第16章 議員の派遣

(議員の派遣)

第108条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間、その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第17章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第109条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議にはかって決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年7月4日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年11月18日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月11日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。